

受付印

令和 年 月 日

法人番号

申告年月日

殿

所在地 (本県が支店等の場合は本店所在地と併記) (ふりがな)	事業種目	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額 (兆 十億 百万 千 円)
法人名 (ふりがな)		前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額
代表者 氏名印 (ふりがな) 經理責任者 氏名		前 期 末 現 在 の 資 本 金 等 の 額

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 事業年度分又は 道府県民税の 連結事業年度分 の 特別法人事業税 の 予定申告書 ※

事業税		道府県民税	
前事業年度の事業税額 (53)の金額	⑧	兆	十億 百万 千 円
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業			
所得割額 (54) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑨	兆	十億 百万 千 円
付加価値割額 (55) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑩		
資本割額 (56) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑪		
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業			
収入割額 (57) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑫	兆	十億 百万 千 円
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業			
所得割額 (58) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑬	兆	十億 百万 千 円
付加価値割額 (59) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑭		
資本割額 (60) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑮		
収入割額 (61) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑯		
特別業 法人税	前事業年度の特別法人事業税額 (68)の金額	⑰	兆 十億 百万 千 円
	特別法人事業税額 (17) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑱	兆 十億 百万 千 円
予定申告税額 (9+10+11+12+13+14+15+16+18)	⑲		
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した 当期分の事業税額及び特別法人事業税額	⑳		
この申告により納付すべき事業税額及び 特別法人事業税額	㉑		
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉒		
均等 割 額	算定期間中において 事務所等を有していた月数	⑵	兆 十億 百万 千 円
	円 × $\frac{⑵}{12}$	⑶	兆 十億 百万 千 円
この申告により納付 すべき道府県民税額	⑴+⑶	⑷	兆 十億 百万 千 円
この申告の期間			
前事業年度又は前連結事業 年度の期間			
備考			
関与税理士署名押印		(電話)	

第六号の三様式 (その2) (提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係) [別紙六十四]

		事業年度又は 連結事業年度	・ ・	法人 名						
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細					前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細					
摘 要		課 税 標 準		税率 (100)	税 額				(特別控除取戻税額等又は個別 帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別 帰属法人税額	
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業					兆	十億	百万	千	円	()
(事業税)	所得割	所得金額総額	③③		/				法人税割額	②④
		所得金額	③④		兆	十億	百万	千	円	道府県民税の特定 寄附金税額控除額
(事業税)	付加価値割	付加価値額総額	③⑤		/				外国の法人税等 の額の控除額	②⑥
		付加価値額	③⑥		兆	十億	百万	千	円	外国の法人税等 の額の控除額
(事業税)	資本割	資本金等の額総額	③⑦		/				仮装経理に基づく法人 税割額の控除額	②⑧
		資本金等の額	③⑧		兆	十億	百万	千	円	租税条約の実施に係る 法人税割額の控除額
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業										
(事業税)	収入割	収入金額総額	③⑨		/				納付すべき法人税割額 ②④-②⑤-②⑥-②⑦-②⑧-②⑨	③⑩
		収入金額	④⑩		兆	十億	百万	千	円	③⑩のうち特別控除取戻税額等 又は個別帰属特別控除取戻税額等 に係る法人税割額
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業										
(事業税)	所得割	所得金額総額	④①		/					
		所得金額	④②		兆	十億	百万	千	円	
(事業税)	付加価値割	付加価値額総額	④③		/					
		付加価値額	④④		兆	十億	百万	千	円	
(事業税)	資本割	資本金等の額総額	④⑤		/					
		資本金等の額	④⑥		兆	十億	百万	千	円	
(事業税)	収入割	収入金額総額	④⑦		/					
		収入金額	④⑧		兆	十億	百万	千	円	
合計事業税額 ③④+③⑥+③⑧+④⑩+④②+④④+④⑥+④⑧					④⑨					
事業税の特定寄附金税額控除額					⑤⑩					
仮装経理に基づく事業税額の控除額					⑤⑪					
租税条約の実施に係る事業税額の控除額					⑤⑫					
納付すべき事業税額 ④⑨-⑤⑩-⑤⑪-⑤⑫					⑤⑬					
法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業										
(特別法人事業税)	所得割	⑤⑭		兆	十億	百万	千	円	付加価値割	⑤⑮
	資本割	⑤⑯		兆	十億	百万	千	円	収入割	⑤⑰
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業										
(特別法人事業税)	所得割	⑤⑱		兆	十億	百万	千	円	付加価値割	⑤⑲
	資本割	⑤⑳		兆	十億	百万	千	円	収入割	⑤㉑
摘 要		課 税 標 準		税率 (100)	税 額					
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の 所得割に係る特別法人事業税額		⑥②			兆	十億	百万	千	円	00
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の 収入割に係る特別法人事業税額		⑥③			兆	十億	百万	千	円	00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の 収入割に係る特別法人事業税額		⑥④			兆	十億	百万	千	円	00
合計特別法人事業税額 (⑥②+⑥③+⑥④)					⑥⑤					
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額					⑥⑥					
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額					⑥⑦					
納付すべき特別法人事業税額 ⑥⑤-⑥⑥-⑥⑦					⑥⑧					